

高知県いじめ防止基本方針 骨子イメージ（案）

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 基本方針の目的

（地方いじめ防止基本方針）

第12条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

- ・ 法第12条の規定に基づき、高知県におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定

2 いじめの定義

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

- ・ いじめかどうかの判断は、いじめられた児童生徒の立場に立つて行う
- ・ いじめられている本人がそれを否定する場合の判断
- ・ いじめの認知は、法第22条の「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」を活用
- ・ ネット上のいじめへの適切な対応
- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようないじめについては、警察と連携した対応を取ることが必要

3 高知県のいじめの現状

- ・ 国の問題行動調査の結果より
- ・ いじめの認知件数の増加
- ・ 暴力を伴わないいじめが多いことや、ネットいじめの増加

4 いじめの防止等に関する基本的考え方

- ・ いじめの防止
- ・ いじめの早期発見
- ・ いじめへの対処
- ・ 地域や家庭との連携
- ・ 関係機関との連携

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために県が設置する組織等

(1)「高知県いじめ問題対策連絡協議会（仮称）」の設置

（いじめ問題対策連絡協議会）

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

- ・ 県は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、学校、県教育委員会、私立学校主管部局、児童相談所、地方法務局、県警察その他の関係者により構成される「高知県いじめ問題対策連絡協議会（仮称）」を設置する
- ・ 区域内の市町村の教育委員会等との連携を図るため、連絡協議会の委員に市町村教育委員会の代表者を加える

(2) 教育委員会の附属機関の設置

第14条第3項 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

- ・ 県は、本基本方針に基づくいじめ防止等の対策を実効的に行うため、条例により、県教育委員会に附属機関を設置する
- ・ この附属機関には、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるように努める

2 いじめの防止等のために県が実施する施策

(1) いじめの未然防止

①道徳教育、体験活動、読書活動の充実

- ・ 社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育む道徳教育の推進
- ・ 豊かな情操を育む読書活動
- ・ 自尊感情や他者への思いやり、コミュニケーション力を育む体験活動

②人権教育の推進

- ・ 人権教育を基盤とした学級づくりの充実と、いじめを生じさせない学級経営
- ・ いじめを生じさせない・許さない学級経営を行うための教職員の人権感覚の向上

③開発的・予防的生徒指導の推進

- ・ 児童生徒自らが互いを認め合える人間関係・学校風土を作りだす指導の工夫
- ・ 生徒指導の3機能の視点での授業改善
- ・ すべての児童生徒が活躍できる場面設定を通じた自己有用感の向上
- ・ 児童生徒自身がストレスに適切に対処できる力の育成

④児童生徒の主体的な活動の推進

- ・ 児童会・生徒会活動による「学校づくり」への参画と、自主的な企画及び運営の促進

⑤教職員の資質能力の向上

○校内研修の実施の促進

- ・ いじめに対する認知力・対応力の向上を図るための校内研修の実施促進
- ・ 校内研修への県教育委員会としての支援
- ・ スクールカウンセラー等を活用した教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修の推進

○集合研修の充実

- ・ 子どものモデルとなる教職員の人権感覚を高める研修の実施

○マニュアル、指導資料集等の作成・配付、活用促進

- ・ 「いじめ対応マニュアル」「学級経営ハンドブック」「Let's feel じんけん」等の活用した校内研修の活性化
- ・ 研修会等での具体的な活用方法の周知・普及

⑥いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発

- ・ 外部専門家による講演等の研修設定
- ・ 相談制度や救済制度についての広報活動の推進
- ・ 保護者や地域住民への啓発活動の推進

(2) いじめの早期発見

①いじめアンケートの実施

- ・ いじめの早期発見・対応につなげるための「いじめアンケート」の定期的な実施・活用

②教育相談体制の整備・充実

- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど外部専門家の活用による教育相談体制の充実
- ・ いじめに関する24時間電話相談体制の整備

③より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止める体制づくり

○PTAや地域の関係団体との連携促進

- ・ いじめに関するPTA研修の実施
- ・ いじめ問題について地域、家庭と学校が連携した対策の推進

○学校運営協議会（コミュニティスクール）、学校評議員

- ・ 保護者や地域住民がいじめ問題を共有し地域ぐるみで解決する仕組みづくり

○学校支援地域本部、放課後子ども教室

- ・ 学校・家庭・地域が連携した子どもたちを見守る体制の整備

(3) いじめへの対処

- ・ いじめにより学校に緊急事案が発生した場合、外部専門家からなる「緊急学校支援チーム」等の派遣し、適切な支援を行う
- ・ 校内に「危機対応チーム」を編成し、外部の専門家チームと連携した取組を進める
- ・ 学校及び緊急学校支援チーム等は、以下の点に留意して支援を行う
 - ① 被害児童及びその保護者等への支援
 - ② 加害児童等への指導及び支援（※自責の念による後追い自殺に注意）

③ 当該児童等と関係の深かった児童を中心に、他の児童・教職員等への支援（※後追い自殺に注意）

（４）ネット上のいじめへの対応

- ・ 児童生徒に対する情報モラル教育の充実と、保護者への啓発活動の推進
- ・ ネット上のいじめが生じていないかを監視する取組（ネットパトロール）や、市町村や関係機関との連携

（５）市町村教育委員会との連携

- ・ 財政上の措置
- ・ 人的体制の整備（心理や福祉等に関する専門的知識を有する者を含む）
- ・ 通報や相談を受け付ける体制の整備
- ・ 教職員の資質能力を向上する体制の整備

（６）家庭・地域との連携

- ・ いじめ問題を解消するための学校と家庭・地域社会の協働の在り方
- ・ 家庭・地域社会から信頼される学校づくり
- ・ PTA 活動等の組織の活用の在り方

（７）関係機関との連携

- ・ 相談体制及び支援体制の整備

（８）基本方針に基づく取組の点検・評価

- ・ いじめ問題に対する取組のＰＤＣＡサイクルの構築
- ・ 県と関係機関との連携に関する点検と評価
- ・ 県民への情報提供に関する点検と評価

（９）学校評価、学校運営改善の実施

- ・ 学校評価におけるいじめ問題の取り扱い
- ・ いじめ防止等の取組を進めるための学校マネジメントの体制整備
- ・ 学校運営協議会等を活用した保護者・地域住民の参画

3 いじめの防止等のために学校が実施する施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

(学校いじめ防止基本方針)

第 13 条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

- ・ 学校におけるいじめ防止等の取組の基本的な方向性や取組の内容等を定める
- ・ いじめの防止、早期発見、いじめへの対処などいじめの防止等全体に係る内容とする
(内容例) いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修など
- ・ 基本方針が機能しているかどうかを点検し、見直すための P D C A サイクルの位置付け
- ・ 基本方針策定に当たって、保護者や地域住民、児童生徒の参画の促進
- ・ ホームページ等での公開

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第 22 条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

○組織の役割

- ・ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ・ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

○組織の構成員

- ・ 学校の管理職や主幹教諭、生徒指導主事・担当者、学年主任、養護教諭、学級担任や部活動指導に関わる教職員などから、学校の実情に応じて決定
- ・ 必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家が参加しながら対応

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

※ 国の基本方針別添 2【学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント】参照

- ・ いじめの防止
- ・ いじめの早期発見
- ・ いじめに対する措置

4 重大事態への対処

(1) 学校の設置者又は学校による調査

①重大事態の発生と調査

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第 28 条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第 1 項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

ア 重大事態の意味について

・ 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースを想定

・ 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする

イ 重大事態の報告

・ 学校は、重大事態が発生した場合、下記のとおり事態発生について知事に報告
県立学校→県教育委員会→知事（法第 30 条第 1 項）
私立学校→知事（法第 31 条第 2 項）

ウ 調査の趣旨及び調査主体について

- ・ 法第 28 条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うもの
- ・ 学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに学校の設置者に報告。学校の設置者は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断
- ・ 学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと学校の設置者が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、学校の設置者において調査を実施

エ 調査を行う組織について

- ・ 専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める
- ・ 県立学校における調査において、県教育委員会が調査主体となる場合、第 14 条第 3 項の教育委員会に設置される附属機関を、調査を行うための組織とする
- ・ 学校が調査の主体となる場合、第 22 条に基づき学校に必ず置かれることとされている「い

じめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によることも考えられる

オ 事実関係を明確にするための調査の実施

- ・ 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする
- ・ 民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るもの
- ・ 学校の設置者・学校自身が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要

②調査結果の提供及び報告

第 28 条第 2 項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

- ・ 学校の設置者又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明

（２）調査結果の報告を受けた文部科学大臣、地方公共団体の長又は都道府県知事による再調査及び措置

（公立の学校に係る対処）

第 30 条第 2 項 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第 28 条第 1 項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

（私立の学校に係る対処）

第 31 条第 2 項 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第 28 条第 1 項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

①再調査

- ・ 調査結果の報告を受けた知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、法第 28 条第 1 項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行うことができる
- ・ 専門的な知識及び経験を有する第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保するよう努める

②再調査の結果を踏まえた措置等

- ・ 知事及び県教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、必要な措置を講ずる
- ・ 知事は、県立学校について再調査を行ったときは、その結果を議会に報告する

第 3 その他留意事項

- ・ 県の基本方針の見直しの検討と、必要な措置を講じること
- ・ 市町村における基本方針及び県立学校における基本方針の策定状況の確認、公表